

## 災害復旧支援資金(令和5年6月豪雨)のお知らせ

令和5年6月2日の豪雨により被害にあわれた皆様に、心よりお見舞い申し上げます。  
この豪雨により被害を受けた当JA管内の組合員の方が、農業経営の安定・改善・再建を速やかに行うことができるよう、故障、損壊、使用不能となった農業用設備施設・農機具等の修理修繕資金や更新資金、および営農運転資金を、原則、全期間実質無利子で融資することを目的とした制度です。

- \* 受付期間 令和 5年 6月16日(金)から令和 5年 9月30日(土)まで
- \* 融資対象者 JA豊橋管内の組合員(農業生産法人等含む)で、令和5年6月2日に発生した記録的豪雨により、被害を受けたことが確認された農業者の方
- \* 資金使途 記録的豪雨により故障、損壊、使用不能となった農業用設備・農機具等の修理修繕資金や更新資金、および営農運転資金とする。  
※お申込みに際して、当JA事業所もしくは畜産課発行の「罹災証明書」が必要となります。
- \* 融資金額 一経営体につき500万円以下  
※一経営体あたりの利用は1回限りとします。
- \* ご返済期間 5年以内(据置期間1年以内を含む)
- \* 融資利率等 全期間固定・・・年0.00%  
※融資利率については、JAバンクあいち利子補給事業をご利用いただくことで、原則、全期間年0.00%となります。  
ただし、条件等により利子補給が受けられない場合もございますので、詳細は当JA支店窓口へお問合せください。
- \* ご返済方法 元金均等償還及び元利均等償還です。
- \* 担保・保証 原則愛知県農業信用基金協会の債務保証をご利用いただきます。  
\* 債務保証料は、JAバンクあいち保証料助成事業により、後日返済用口座へ返金されます。  
\* 審査の結果、担保および保証人が必要となる場合があります。詳細はJAへご確認ください。

ご融資については当JA所定の審査があります。

詳しくは、お近くの支店窓口または本店融資課(25-9221)までお尋ねください。